3　第一項の規定による詳報は、同項の表中第一号から第十四号までに掲げる事故にあっては様式第十四の報告書を、第十五号から第十九号までに掲げる事故にあっては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第一及び様式第二中「30㎡」を「100㎡」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十七号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣　西村　康稔

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようにに改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 表一	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 表一
エアコンディショナー	エアコンディショナー
［略］	［略］
店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。）	店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。）
［略］	［略］
六百台（ただし、設備用エアコンディショナーの場合は、三十台。ビル用マルチエアコンディショナーの場合は、百台。ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーの場合は、十台。中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合は、一台、遠心式の圧縮機を用いるもの以外のものの場合は、十台）	六百台（ただし、中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合は、一台。ビル用マルチエアコンディショナーの場合は、百台）
四千台（ただし、乗合自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の自動車）の	四千台
自動車用エアコンディショナー（第二種特定製品のうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関す	自動車用エアコンディショナー（第二種特定製品のうち、乗車定員十一人以上の乗用自動車、貨物